

令和8年度中央区舗装構造調査等業務

仕 様 書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という。）が委託する「令和8年度中央区舗装構造調査等業務」に適用する。

第2条（業務目的）

舗装修繕における基礎資料として、本仕様書第4条において指定する道路（車道上）の舗装部について、FWD調査（たわみ量調査・解析）を行い、舗装及び路床の状態を把握するとともに推定CBRを決定し、必要に応じて適切な舗装構成並びに修繕工法を立案するものである。

第3条（適用基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の基準に基づき実施する。

表1 適用基準等

名称	発行機関	発行年
浜松市舗装維持管理ガイドライン	浜松市土木部	平成30年 9月
浜松市舗装長寿命化計画（改定版）	浜松市土木部	令和6年 3月
舗装調査・試験法便覧	社団法人 日本道路協会	平成19年 6月
舗装の維持修繕ガイドブック 2013	社団法人 日本道路協会	平成25年11月
アスファルト舗装の 詳細調査・修繕施工便覧	社団法人日本道 路協会	令和5年 3月

第4条（調査箇所及び数量）

浜松市土木部中央土木整備事務所が所管する道路

第5条（業務責任者）

受託者は、本業務の施行にあたり、業務責任者として以下のいずれかの資格を有する者を配置し、着手届により委託者に届け出ること。またこれらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設〔道路〕）
2. 技術士（建設部門：道路）
3. R C C M（道路）
4. 一級土木施工管理技士かつ舗装診断士

第6条（業務内容）

（1）現地踏査

依頼書に添付された位置図をもとに現地踏査を行い、調査位置を確認する。

（2）FWD 調査（舗装構造調査）

FWD調査により、たわみ量を測定し、舗装の健全度、及び路床のCBRを推定する。
なお、測定方法は以下のとおりとする。

- ・測定間隔は20mとし、委託者との現地状況確認により測点を配置する。
- ・FWDの載荷荷重は49kN（5tf）を標準とし、1測点の重錘の落下回数は4回とする。
（1回目のデータは破棄し、2～4回目のデータを平均して採用する）
- ・たわみセンサーは7個以上を装着し、最大距離は荷重中心から200cmとする。
- ・FWDの制御と測定データの記録は、専用システムを装備したパーソナルコンピュータにより管理する。
- ・測定項目は、測定日時、測定情報（路線名、車線、位置、距離）、載荷荷重、外気温、路面温度、たわみ量とする。なお、測定結果は即時確認し、異常のある場合は再度測定する。

（3）資料収集・整理

既存資料（過年度路面性状調査結果、大型車交通量、埋設管位置図等）を収集し、FWD調査を主とする各調査により得られたデータとともに、とりまとめを行う。

（4）既設舗装評価（FWD解析）

（3）で得られたデータおよび、「舗装の維持修繕ガイドブック 2013：（社）日本道路協会」等に基づき、舗装及び路床の評価を行う。なお、評価の方法は以下のとおりとする。

- ・調査結果からたわみ縦断図を作成する。
- ・舗装各層の健全度を評価する。
 - ※アスファルト層は、計測した路面温度から20℃に補正したたわみ量により、弾正係数を推定し評価する。
 - ※既設舗装体の評価は、残存等値換算厚（cm）で行う。残存等値換算厚は、たわみ量より試算する方法や、多層弾性理論に基づき層毎の弾性係数から等値換算係数を求めるにより評価する。
- ・路床のCBRを推定する。

（5）修繕工法の検討

既存資料、現地踏査、FWD調査等により健全性低下の原因を推定し、各調査で得られたデータと路線毎の大型車交通量、現場条件、関係機関協議の結果及び既設の舗装構成を総合的に勘案し、修繕断面の舗装構成の検討を行う。なお修繕断面については、異なる修繕工法を3案提示し、経済性等を総合的に評価して推奨断面を決定する。

（6）既設舗装厚の確認

既設舗装厚さ及び舗装構成を開削調査または小口径ボーリング調査により把握する。調査箇所数は1路線当り1箇所以上とし、委託者と協議のうえ決定する。また既設舗装構成が既知の場合はこれを省略できる。

確認後の仮舗装工は、確認後すみやかに高耐久常温合材で舗装するものとする。

発生したアスファルト殻等は、建設工事に係る再生資源化等に関する法律等の関係法令に従い、適正に処理すること。

第7条（業務要領）

（1）計画・準備

業務に先立ち業務計画書の作成を行う。なお、業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- 1) 業務内容
- 2) 実施方針（調査方法、使用機器）
- 3) 実施体制
- 4) 連絡体制（緊急時含む）
- 5) その他、委託者が必要と判断した事項

（2）業務の実施

ア 委託者は、本契約における業務を別に定める業務依頼書（様式1）により依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、委託者からの口頭による依頼により業務を実施することができる（その後業務依頼書による依頼がなされる。）。

イ 受託者は、委託者より依頼を受けた都度、特に指示がない限り、速やかに業務を実施しなければならない。

ウ 各調査に際し使用する機材は、その外観および仕様を事前に委託者に報告し、確認を受けるものとする。

エ 不要となった資機材は、関係法令を遵守し適正に処理するものとする。

オ 受託者は、第三者から通報や連絡等があった場合は丁寧に対応し、その内容を速やかに委託者に報告しなければならない。

（3）立会い

ア 委託者は業務実施にあたり、必要に応じて受託者の立会を求めることができる。

イ 受託者は業務実施にあたり、必要に応じて委託者の立会を求めることができる。

（4）交通規制

ア 委託者は、業務実施にあたって交通に危険を及ぼす恐れがあるときは、バリケード・保安ロープ・セーフティーコーン・赤色灯・標識によるほか、必要に応じ交通誘導員を配置して交通の安全を確保すること。

イ 対象路線（別添①）にて作業する場合は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導業務に関わる一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員）を配置すること。

（5）業務の完了

受託者は、業務が完了したときは、速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

ア 業務完了時

業務完了書（様式2）

業務精算書（様式3）

作業状況写真（報告書に含めて提出）

着手前及び完了後の写真(報告書に含めて提出)※既設舗装厚の確認を行った場合

報告書（A4版） 1部

電子データ 1部

イ 月ごとの報告時

業務実績報告書（様式4）

ウ 業務完了報告時（年6回以内）

業務完了報告書（様式5-1）

業務完了報告書（様式5-2）

（6）その他

作業中にポットホール、道路陥没等の道路損傷を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

第8条（その他）

本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木工事共通仕様書を参考にし、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域

受託者

〇〇〇〇〇〇様

中央土木整備事務所
所長 〇〇 〇〇

業 務 依 頼 書

下記のとおり業務を依頼します。

記

1. 名 称 令和8年度中央区舗装構造調査等業務
2. 路 線 名 (〇) 〇〇〇〇線
3. 場 所 浜松市中央区〇〇町地内 (添付「位置図」参照)
4. 依 頼 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ()
5. 業務内容 単価表工種番号
工種名
依頼延長 L=〇m

監督員職氏名 技術職員 〇〇 〇〇

中央土木整備事務所
所長 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○

業 務 完 了 書

下記のとおり業務を完了したのでお届けします。

1. 名 称 令和8年度中央舗装構造調査等業務
2. 路 線 名 (○) ○○○○線
3. 場 所 浜松市中央区○○町地内
4. 作業期間 令和○○年○○月○○日 () ~ 令和○○年○○月○○日 ()
5. 業務内容 単価表工種番号
工種名
実施延長 L=○m
7. 業務責任者 ○○ ○○

上記業務委託の検査をいたしました。

令和 年 月 日

検査員職氏名 技術職員 ○○ ○○

業務完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

浜松市長 中野 祐介

(受託代表者) 浜松市〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

業務名 令和8年度中央区舗装構造調査等業務
委託期間 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり〇月～〇月度の業務が完了したので報告します。

記

年 月	金 額	累計金額	備 考
令和〇年 〇月分			
合 計			

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野祐介

住所又は
所在地受託者 商号又は
名称

代表者

業務完了報告書 (〇月)

浜松市契約規則第 37 条の規定により、次のとおり業務を完了したので、届け出します。

記

業務の名称	令和 8 年度中央区舗装構造調査等業務
業務の場所	浜松市中央区管内
契約年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
前回までの完了年月日	令和 年 月 日 (〇月分まで)
今回完了年月日	令和 年 月 日 (〇月分)
契約金額 (単価) / (単位)	契約書のとおり
前回までの作成数量 (実績)	件 (〇月まで)
今回作成数量 (実績)	件 (〇月分)
備考	この業務の従事者に対する賃金等の労働条件や労働環境については、最低賃金法等の関連法令を遵守し適正に確保 (した ・ しなかった) ことを報告する。